

**社会福祉法人 香取市社会福祉協議会**  
**評議員の費用弁償に関する規程**

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人香取市社会福祉協議会(以下、「本会」という。)の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表により費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表の費用弁償額を超える場合には、本会の職員旅費規程を準用し、旅費を支払うことができる。この場合、費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

1 評議員会に出席したときの費用弁償の額	1回	2,000円
----------------------	----	--------